

# Disclosure Report 2016

島根県信用保証協会ディスクロージャー誌



# CONTENTS [目次]

■ごあいさつ	P. 1
■島根県信用保証協会の概要	P. 2
■組織と事務分掌	P. 5
■信用保証制度について	P. 6
■信用保証のご利用について	P. 9
■保証制度のご案内	P.15
■経営相談室のご案内	P.17
■年度経営計画（平成27年度）の評価	P.18
■平成27年度 事業概況	P.25
■中期事業計画（平成27年度～平成29年度）	P.34
■年度経営計画（平成28年度）	P.36
■平成27年度の主な取組み	P.39
■広報活動	P.41
■コンプライアンスについて	P.43
■島根県信用保証協会役員名簿	P.51
■協会用語の説明	P.52
■営業店舗のご案内	P.53



# ごあいさつ



当協会の業務につきましては、平素より格別のご支援、ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本年も当協会の業務内容、活動状況などをご紹介するため、ディスクロージャー誌を作成いたしました。本誌により、皆様に信用保証協会へのご理解を深めていただき、有効にご活用いただければ幸いに存じます。

さて、国内の景気は足踏み状態が長期化しており、欧州の政情不安等により円高・株安傾向も引き続き見受けられます。また、県内の景気においても、着実な回復を実感できるまでには至っておらず、依然として厳しい状況が続いています。

このような中、当協会は昨年度「地域活性化パッケージ」の一環として創業者支援保証「縁」や「しまね創生プロジェクト」の推進を行い、創業や再生局面にあるお客様に対する支援強化を図ってまいりました。

今後におきましても、第4期中期経営戦略（平成27年度～平成29年度）のスローガンに掲げるとおり、“熱い想い”と“強い決意”を持ってこれらの取組みをより充実させ、お客様のお役に立ちたいと考えております。

今後とも、保証協会をより身近な存在に感じていただき、皆様のパートナーとなるよう業務に邁進してまいりますので、皆様からのより一層のご支援、ご協力を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

平成28年8月

会長 松尾 秀孝

# 島根県信用保証協会の概要

## 経営理念

わたしたちは、  
中小企業の信用力を積極的に支援し、  
信用保証を通じて事業の安定と繁栄につとめ、  
地域経済の活力ある発展に貢献します。

## プロフィール

根拠法律	信用保証協会法（昭和28年8月10日 法律第196号）	（平成27年度末時点） ※役員数については 平成28年7月1日現在
関係法律	中小企業信用保険法（昭和25年12月14日 法律第264号）	
目的	中小企業者のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。	（島根県信用保証協会定款第1条）
基本財産	192億円	
保証債務残高	1,545億円	
利用企業者数	7,853企業	
役員数	常勤役員 4名（非常勤役員 15名） 職員 74名	
事務所	本店 松江市殿町105番地 出雲支店 出雲市大津新崎町2丁目24番地 浜田支店 浜田市殿町83番地50 益田支店 益田市あけぼの本町10番地6	



# 使命

～情熱と決意を胸に～

創業・再生をはじめとして保証協会の支援が  
真に必要とされるお客様に対して、  
私たちの力を最大限に発揮することが当協会の使命。

企業支援に向けた私たちの“熱い想い”と  
やり遂げるという“強い決意”を持って、  
保証協会ならではの企業支援に全力で励む。



出雲支店



本店



浜田支店



益田支店

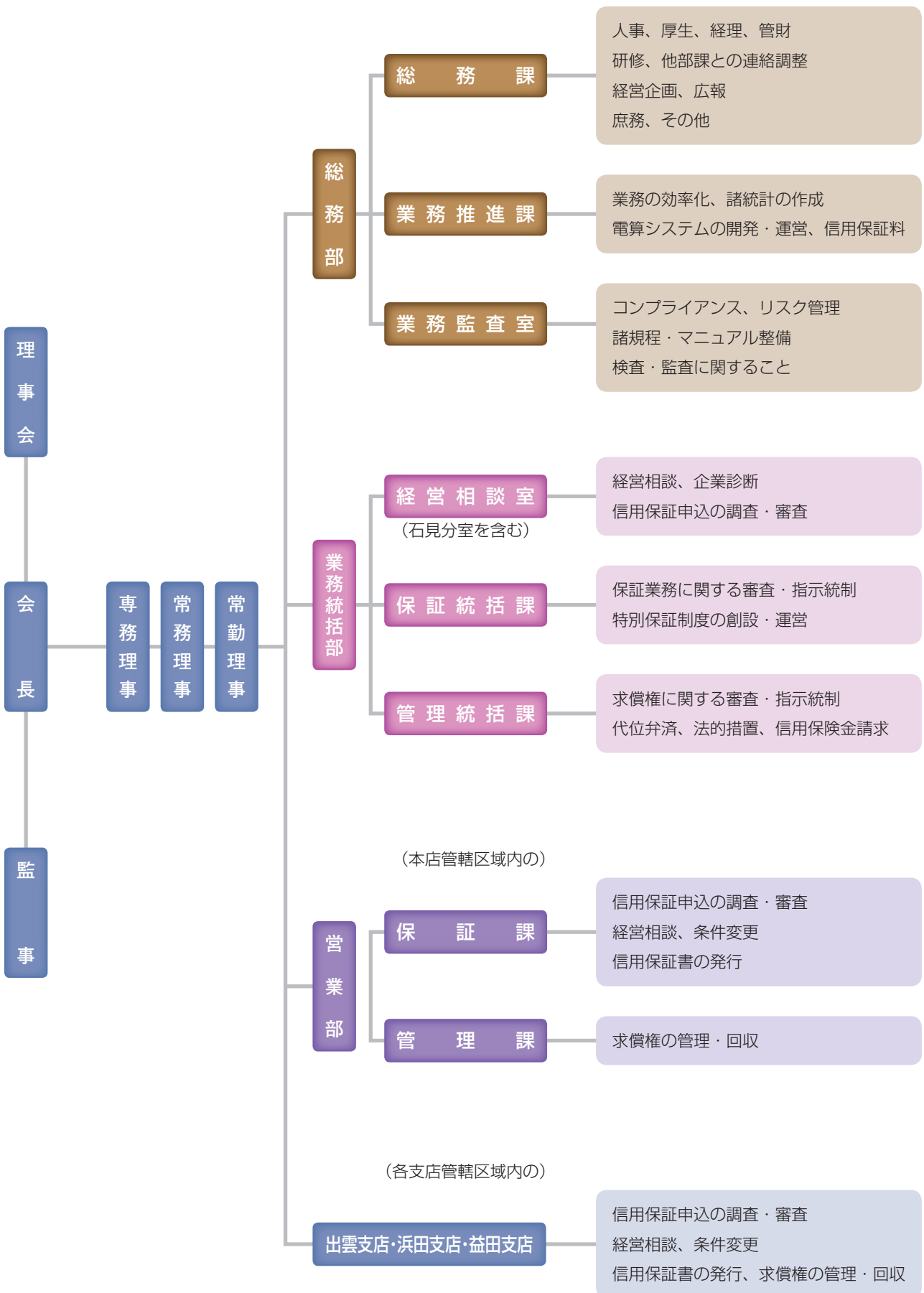
## 当協会のおゆみ

昭和24年	3月29日	社団法人島根県信用保証協会 設立許可
	4月15日	業務開始（松江市殿町 松江商工会議所内）
	10月15日	財団法人島根県信用保証協会に改組
昭和27年	8月20日	浜田支所開設（浜田市殿町 浜田商工会議所内）
昭和29年	3月26日	信用保証協会法に基づく島根県信用保証協会 設立認可
昭和42年	1月7日	益田支所開設（益田市上吉田 益田市役所内）
昭和45年	2月2日	出雲支所開設（出雲市今市町 出雲市役所内）
昭和46年	11月8日	本所事務所竣工（松江市殿町）
昭和50年	4月4日	保証債務最高限度（定款倍率）を42.8倍に引き上げ
昭和52年	10月1日	保証事務の一部を電算処理に移行
	12月31日	保証債務残高500億円達成
昭和53年	12月18日	浜田支所事務所竣工（浜田市松原町）
昭和62年	7月1日	ひろしま信用保証協会共同事務センター発足
	12月31日	保証債務残高1,000億円達成
平成元年	5月24日	益田支所事務所竣工（益田市あけぼの本町）
平成3年	6月11日	出雲支所事務所竣工（出雲市大津新崎町）
平成5年	6月30日	保証債務残高1,500億円達成
平成10年	12月31日	保証債務残高2,000億円達成
平成11年	3月8日	創立50周年記念式典挙行
平成13年	4月1日	本(支)所を本(支)店に呼称変更 シンボルマーク制定
平成18年	3月30日	本店来客用駐車場整備
平成19年	1月5日	新電算基幹システム稼動（GLOBALNEXTS）
平成22年	10月12日	浜田支店事務所竣工 （浜田市殿町）
平成28年	5月2日	新電算基幹システム稼動（ORBIT）



島根県立美術館へ寄贈した屋外彫刻「WAVING FIGURE」（建畠覚造氏 作）

# 組織と事務分掌





# 信用保証制度について

## 信用保証協会とは

信用保証協会は、中小企業者の方々が、金融機関から事業資金の融資を受ける際に公共的な保証人となって資金調達を容易にし、金融の円滑化を通じて中小企業の支援を行うために設立された信用保証協会法に基づく特別認可法人です。

### 信用保証協会は

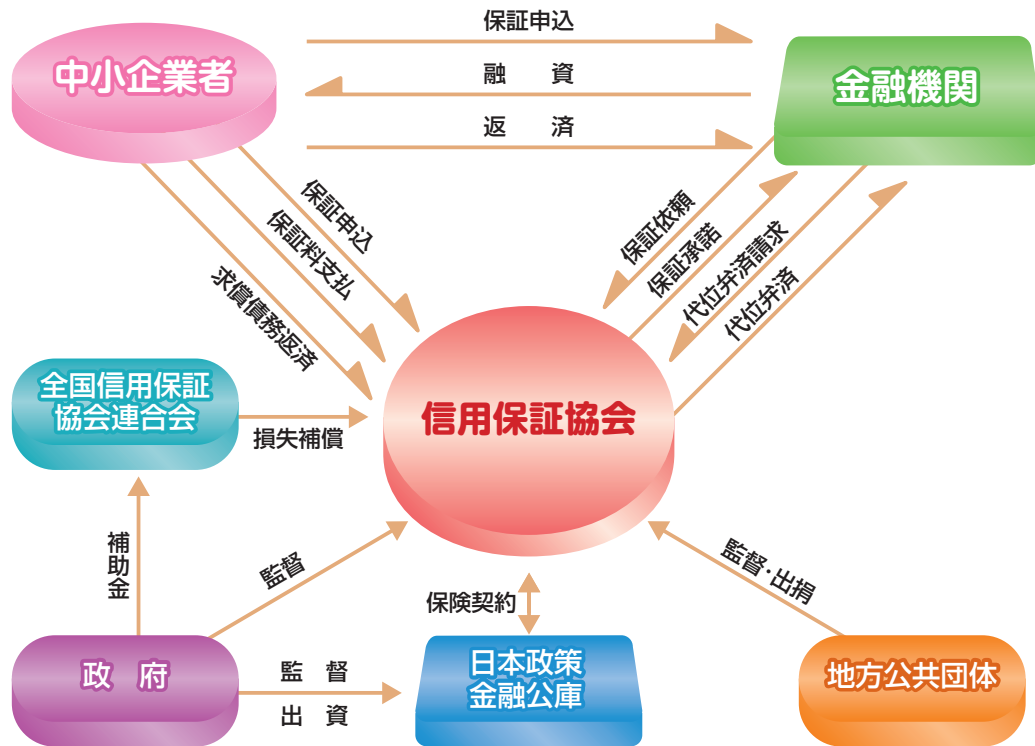
事業の維持、創造発展に努める中小企業者に対して、公的機関として、その将来と経営手腕を適正に評価することにより、企業の信用を創造し、「信用保証」を通じて、金融の円滑化に努めるとともに、相談、診断、情報提供といった多様なニーズに的確に対応することにより、中小企業の経営基盤の強化に寄与し、もって中小企業の振興と地域経済の活力ある発展に貢献します。

(信用保証事業の基本理念)



## 信用補完制度のしくみ

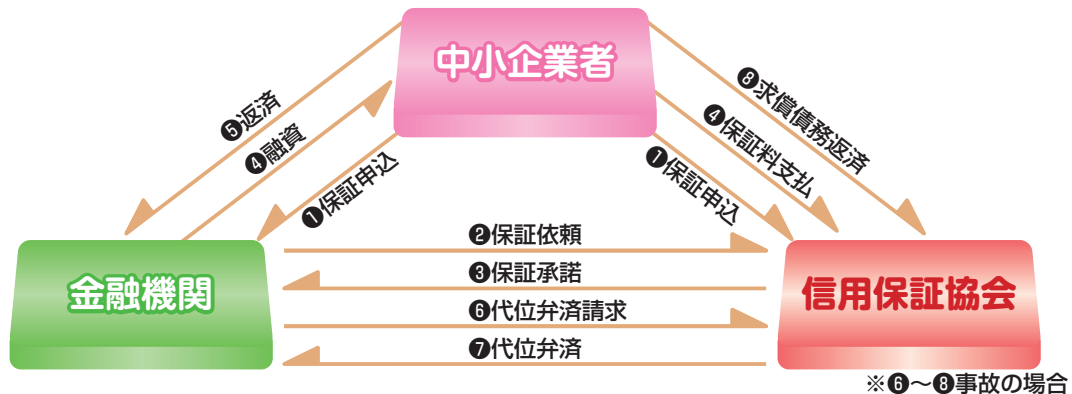
信用補完制度は、事業の発展の可能性のある中小企業者に対する金融を円滑化するため、公的に中小企業者の信用を補完する制度であり、信用保証協会の信用保証制度と、その信用保証制度を補強する日本政策金融公庫の信用保険制度から成り立っています。



石見銀山 大森の町並み

## ■ ①信用保証制度のしくみ

中小企業者が金融機関から事業資金を借入れる際、信用保証協会が公的な保証人になることにより資金調達を容易にし、中小企業金融の円滑化を図ることを目的とした制度が「信用保証制度」です。信用保証制度のしくみは、中小企業者、金融機関、保証協会の三者が基本となっております。



- ① 中小企業者から信用保証協会、または金融機関に申請していただきます。
- ② 中小企業者から保証付融資の申込を受理した金融機関は、融資を適当と認めた場合、信用保証協会に信用保証を依頼します。
- ③ 信用保証協会は審査の結果、信用保証を適当と認めた場合、金融機関に対し保証承諾（保証書発行）します。
- ④ 金融機関は中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者から所定の信用保証料を金融機関を通じて信用保証協会にお支払いいただきます。
- ⑤ 中小企業者は融資条件によって返済します。
- ⑥ 中小企業者が何らかの事情によって、借入金の全部または一部の返済ができなくなったとき、金融機関は信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 信用保証協会は、この請求に基づいて中小企業者に代わり借入金を金融機関に代位弁済します。
- ⑧ 信用保証協会は金融機関に代わって中小企業者の債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をします。

中小企業の  
ベストパートナーを  
目指しています。

金融相談等  
お気軽に御来協ください。  
職員一同  
お待ちしております。





## ■ ②信用保証制度のしくみ

信用保証協会が保証を承諾し、金融機関から融資が実行されると、その保証承諾は日本政策金融公庫の信用保証に付保されます。この制度が「信用保証制度」です。

信用保証制度は、日本政策金融公庫、保証協会の二者が基本となっております。



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保証契約を締結し、この保証契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保証の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%～90%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

## 信用保証のご利用について

### ご利用いただける中小企業者

特定事業（保証対象業種）を行っている中小企業者並びに新たに特定事業を創業する計画を有する創業予定者で以下に該当する方

- (1) 個人の場合……住居または事業所のいずれかが島根県内にある方
- (2) 法人の場合……島根県内に本店または事業所を有する方

※上記(1)の住居とは単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。(2)の法人は、本店の住所や支店登記・支配人登記の有無に拘わらず、島根県内において事業を行っている方を対象とします。また、法人の本店は単なる登記上の所在地で事業の実態がない場合を除きます。

※制度要綱等で定めのある場合は、その定めによります。

## ■ 企業規模（資本金と従業員数）

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製造業等 (建設業・運送業を含む)	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

次の業種（政令特例業種）については、別途資本金及び従業員基準を定め取扱います。

業 種（注）	資 本 金	従 業 員 数
ゴム製品製造業 <small>(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)</small>	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※資本金か従業員のうち、どちらか一方が適合していれば結構です。

※個人及びNPO法人については、従業員の条件に該当すれば結構です。なお、NPO法人の場合は、政令特例業種の規模要件は適用されません。

※家族従業員、臨時の使用人（実質上常傭的な者を除く）、会社の役員は従業員には含みません。NPO法人の場合、雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含みません。

※組合の場合は、構成員の2/3以上が上記に該当すれば結構です。

※建設業には、測量業、地質調査業及び小路測量業も含まれます。

## ■ 業 種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農業、林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）、漁業、金融・保険業（保険媒介代理業及びサービス業を除く）、風俗関連営業等、宗教、政治・文化団体、その他中小企業信用保険法等において不適当と認める業種についてはご利用いただくことが出来ません。

## ■ ご利用になれない方

被保証人として形式的な要件は整っていても、原則として次のいずれかに該当する方は、ご利用いただけません。

- (1) 銀行取引停止処分中（第1回の不渡発生後6ヶ月以内を含む）の方
- (2) 現に保証を受けている債務につき延滞中（保証料の未納のものを含む）の方
- (3) 刑事上の訴追を受けている（執行猶予中を含む）方
- (4) 信用保証委託契約書の「反社会的勢力の排除」の条項に該当する方

### 「信用保証委託契約書」

#### （反社会的勢力の排除）

第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

- (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - (2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
  - (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 委託者または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
- (1)暴力的な要求行為
  - (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
  - (5)その他前各号に準ずる行為

- (5) 前 (1) から (4) 号に掲げる者が代表者である法人
- (6) 休眠会社等
- (7) その他信用を供与することが不相当であると協会が判断した方

## ■ 信用保証に係る第三者の介在、介入排除について

当協会では、公正・公平・平等・迅速な信用保証を行うために、いわゆる金融斡旋等第三者が介在・介入する保証は取扱いいたしませんので、申込みにあたっては十分ご注意ください。

- (1) 信用保証協会では、金融斡旋屋等の第三者が介在・介入する保証申込は一切取扱いいたしません。
- (2) 保証申込人以外の第三者の同席および交渉はお断りいたします。



## 資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金に限ります。

従って、次のような場合は対象になりません。

- 生活資金、住宅資金、投機資金
- 金融機関から直接借入れた資金を返済するための資金（旧債振替資金）（ただし、協会が認めた場合は除く）

## 保証限度額

個人・法人 2億8,000万円

組 合 4億8,000万円

このほか国が定める特例保証は、上記とは別枠で制度ごとに限度額が定められています。

## 保証期間

原則として10年以内が基本です。ただし、制度によっては20年以内の制度もあります。それぞれの制度により定めがありますので、「保証制度のご案内」（P.15）をご覧ください。

## 連帯保証人

原則として 個人事業者……保証人不要  
法人事業者……代表者のみ

## 担 保

必要に応じて提供していただきます。原則として協会の設定とします。

## 信用保証料

信用保証料は、信用保証協会が中小企業者の委託に応ずる対価であり、日本政策金融公庫へ支払う信用保険料、損失の補償、経費等、信用保証制度の運営上必要な費用に充当するものです。

基本料率は年0.45～2.20%ですが、地方自治体の制度融資は年0.40～1.70%に軽減されています。なお、信用保証料のほかに相談料・斡旋料・用紙代などはいただいておりません。

## 保証料率区分表

### <基本保証料率>

(単位：%)

区 分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有	基本料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	特殊保証	(1.62)	(1.49)	(1.32)	(1.15)	(0.98)	(0.85)	(0.68)	(0.51)	(0.39)
責任共有外	基本料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
	特殊保証	(1.87)	(1.70)	(1.53)	(1.36)	(1.15)	(0.94)	(0.77)	(0.60)	(0.43)

※特殊保証とは、手形割引根保証、電子記録債権割引根保証又は当座貸越根保証を指します。

※一部の保証では一律の保証料率が適用されます。

### <地方自治体制度>

(単位：%)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有	1.50	1.30	1.25	1.05	0.95	0.80	0.65	0.55	0.40
責任共有外	1.70	1.50	1.40	1.20	1.10	0.90	0.70	0.60	0.40

信用保証料率は、お客様の財務諸表（貸借対照表・損益計算書）とその他の経営に関する情報を基に、経済産業省令等において定められるリスク計測モデルにより算出される評点に応じて定め、最終的な保証料率は、財務内容以外の要因も加味して決定します。最寄りの保証協会までお問い合わせください。

## 信用保証料の計算方法について

### ■ 新規保証

①一括返済条件の場合（根保証の場合を含む）

貸付金額(根保証の場合は元本極度額)×保証料率×保証期間(月数)×1/12

②分割返済条件の場合

貸付金額×保証料率×分割返済回数別係数×保証期間(月数)×1/12

### ■ 条件変更保証

①一括返済条件の場合（根保証の場合を含む）

変更貸付金額(根保証の場合は元本極度額)×保証料率×保証期間(日数)×1/365

②分割返済条件の場合

変更貸付金額×保証料率×分割返済回数別係数×保証期間(日数)×1/365

#### <分割返済回数別係数>

回数別区分	6回以下	7回以上 12回以下	13回以上 24回以下	25回以上
係 数	0.70	0.65	0.60	0.55

※分割返済条件のもとで、据置部分（期間・金額）のある場合は、据置部分については、(1)の方法によります。

## 信用保証料のお支払い

信用保証料は、貸付実行日（条件変更実行日）に全額一括支払いとなっておりますが、保証期間（期限延長した場合は延長期間）が2か年を超えるものについては、下表による分割徴求割合により分割にてお支払いいただけます。

(単位：%)

分割徴収期間 (保証期間)	分割割合									
	初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目
2 ( 2年超 4年以下)	75	25	—	—	—	—	—	—	—	—
3 ( 4年超 6年以下)	60	30	10	—	—	—	—	—	—	—
4 ( 6年超 8年以下)	45	35	15	5	—	—	—	—	—	—
5 ( 8年超 10年以下)	35	30	20	10	5	—	—	—	—	—
6 (10年超 12年以下)	30	20	20	15	10	5	—	—	—	—
7 (12年超 14年以下)	25	20	20	15	10	5	5	—	—	—
8 (14年超 16年以下)	20	20	15	15	10	10	5	5	—	—
9 (16年超 18年以下)	20	20	15	15	10	5	5	5	5	—
10 (18年超)	20	20	15	15	10	5	5	5	3	2
当座貸越根保証 ほか	50	50	—	—	—	—	—	—	—	—

# 保証制度のご案内

## 主な保証協会制度 (平成28年5月9日現在)

制度名	概要	融資限度額	保証期間	融資利率(年%)	保証料率(年%)
普通保証	一般的な事業資金が必要な方	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	原則として 10年以内	金融機関 所定利率	0.45 ～2.20
当座貸越根保証	反復継続的、安定的に資金を必要とされる方	2億8,000万円	2年以内 (更新可能)	金融機関 所定利率	0.39 ～1.62
事業者 カードローン 根保証	カード等を用いて反復継続的に小口資金を必要とされる方	2,000万円	2年以内 (更新可能)	金融機関 所定利率	0.39 ～1.62
無担保 当座貸越根保証 「リード5000」	無担保にて反復継続的、安定的に資金を必要とされる方	5,000万円	2年以内 (更新可能)	金融機関 所定利率	0.39 ～0.98
小口追認保証 【かなえ】	小口企業者であって、一般的な事業資金が早急に必要な方	1,000万円	7年以内	責任共有 1.80 責任共有外 1.60	0.45 ～1.55
小口零細 企業保証 (グロース)	小規模企業者であって、一般的な事業資金が早急に必要な方	1,250万円	10年以内	金融機関 所定利率	0.50 ～2.20
完全無担保 無保証人 創業者支援保証 【あゆみ】	事業を開始して1年未満の個人及び法人の方	運転300万円 設備500万円 運転設備合算 500万円	7年以内	1.40 以下	0.25 ～1.70
事業再生計画 実施関連保証 (経営改善サポート保証)	中小企業再生支援協議会等の指導または助言を受けて作成した事業再生計画に従って、事業再生に取り組む方	個人・法人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円	15年以内	金融機関 所定利率	0.45 ～0.91
特定社債保証 (私募債)	一定の要件(適債基準)を備えた中小企業者が発行する社債(私募債)に対して行う保証	社債発行限度額 5億6,000万円 保証限度額 4億5,000万円 (保証割合80%)	2年以上 7年以内	金融機関 所定利率	0.45 ～1.90
流動資産担保 融資保証 (ABL保証)	売掛債権及び棚卸資産を担保とした借入について行う保証	2億5,000万円 保証限度額 2億円 (保証割合80%)	根保証1年 (更新可能) 個別保証 1年以内	金融機関 所定利率	0.68



## 主な島根県中小企業制度融資（平成28年5月9日現在）

制度名	概要	融資限度額	保証期間	融資利率年%		保証料率(年%)
				責任共有	責任共有外	
一般設備資金	施設・設備の改善を行う資金を必要とする方	8,000万円	12年以内	1.85	1.70	0.40 ~1.70
一般運転資金	一般的な運転資金を必要とする方	5,000万円	7年以内	2.05	1.90	0.40 ~1.70
小規模企業特別資金	一般的な事業資金が必要な小規模企業者（保証付融資残高と本資金の新規申込額との合計が1,250万円以内となる方に限る）の方	1,250万円 既存の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で1,250万円の範囲内となる新規の保証に限る	7年以内		1.60	0.40 ~1.70
創業者支援資金	新たに事業を開始する計画を有する方、または実質的に創業者に準ずるものとみなされる方で、創業のための資金を必要とする方	設備資金 5,000万円 運転資金 3,000万円	設備資金 12年以内 運転資金 7年以内	1.65	1.50	0.20 ~1.50
再生支援資金	再生の見込みがあり、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けている方	5,000万円	10年以内	2.45	2.30	0.20 ~1.50
収益体質強化資金	収益体質強化計画を策定し、設備投資を行うことにより収益体質の強化に取り組む方	設備資金 8,000万円 運転資金 1億2,000万円	設備資金 15年以内 運転資金 10年以内	1.55	1.40	0.40 ~1.70
経営改善長期借換資金	経営改善に取り組むために、既往借入金の借換資金を必要とする方	8,000万円	15年以内	1.85 〔保証期間 10年以内 1.55〕	1.70 〔保証期間 10年以内 1.40〕	0.40 ~1.70
経営力強化支援資金	認定経営革新等支援機関の支援を受け、経営の改善に係る計画を作成している方	2億8,000万円	設備資金 7年以内 運転資金 5年以内 ただし、保証付既往借入金を借り換える場合は10年以内	1.55	1.40	0.40 ~1.50
円安等対策資金	最近3ヶ月の平均売上高等が前年と比較して3%以上減少している方	8,000万円	10年以内	1.55	1.40	0.40 ~1.70
経営改善サポート資金	経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画を実行する方	2億8,000万円	15年以内	1.85	1.70	0.40 ~0.91

# 経営相談室のご案内

島根県信用保証協会では、経営者のみなさまとともに考え、ともに将来の発展を追求しようと、経営相談室を設けております。いつでもお気軽にご利用ください。例えば…

**Q** 新たな資金が必要になった  
有利な借入方法はないだろうか？

**A** 私たちが、企業にあった借入方法（金利・担保条件等）を検討し、紹介・斡旋を行います。

**Q** このたび、設備投資を行う予定である。  
その計画は適当だろうか？

**A** 私たちが、企業診断も含め、設備投資について検討を行います。もちろん、資金調達のご相談にも応じます。

**Q** ● 経営上でトラブルが発生した。  
● 新製品を開発したい。  
● 一度専門家の意見を聞いてみたい。

**A** 相談室では、各方面の有識者の方々を経営相談アドバイザーにお願いしております。相談は無料です。

**Q** 経営が思うようにいかない。  
どうすればよいだろうか。

- 資金繰りが一向によくならない。
- めまぐるしい環境の変化への対応に困っている。
- 売り上げは順調だが、利益が上がらない。

**A** 何か打つ手がないか、私たちと一度一緒に考えてみませんか？

ご相談はお気軽に！  
業務統括部経営相談室  
TEL.0852-22-2837 FAX.0852-22-3075

# 年度経営計画(平成27年度)の評価

島根県信用保証協会は、公的な「保証機関」として、中小企業者の資金調達の円滑化を図り、中小企業者の健全な育成と地域経済の発展に貢献して参りました。

平成27年度の年度経営計画に対する実施評価は以下のとおりです。なお、実施評価に当たりましては、一般社団法人島根県情報産業協会 事務局長 山根泉氏、熱田法律事務所 弁護士 熱田雅夫氏、三島明会計事務所 公認会計士・税理士 三島明氏により構成される「外部評価委員会」の意見・アドバイスを踏まえ、作成いたしましたので、ここに公表いたします。

## 1. 業務環境

### (1) 地域経済及び中小企業の動向

島根県の経済情勢については、個人消費において中国横断自動車道尾道松江線の開通や松江城天守の国宝指定等、観光関連が好調に推移するなど緩やかな持ち直しの動きが続いている。一方、当地の中小企業を取り巻く環境は、小規模零細企業が多く、景気回復を実感できるまでには至っていない状況にある。加えて、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化の問題も深刻であり、今後も引き続き厳しい経営環境が続くものと思われる。

### (2) 中小企業向け融資の動向

財務省松江財務事務所発表（平成28年4月）の「島根県の経済情勢」によると、県内の金融機関の貸出金残高については、年度を通じて対前年度比増で推移した。当協会の保証承諾は438億54百万円（対前年度比110.7%）と増加したが、保証債務残高は1,545億40百万円（対前年度比91.7%）と減少した。

### (3) 島根県内中小企業の資金繰り状況

日本銀行松江支店発表（平成28年4月）の「企業短期経済観測調査」によると全国・山陰ともに資金繰りが「楽である」と答えた企業が「苦しい」と答えた企業を上回り推移した。

年度を通じては、民間信用調査機関の調査によると、負債総額10百万円以上の企業倒産の件数は47件（平成26年度56件）、金額は70億65百万円（平成26年度111億18百万円）となり、件数、金額ともに減少した。

### (4) 島根県内中小企業の設備投資動向

財務省松江財務事務所発表（平成28年4月）の「島根県の経済情勢」によると、平成27年度は対前年度比140.1%と増加見込みにある。

当協会の資金使途別保証承諾状況を見ると設備資金は28億60百万円（対前年度比121.0%）と増加している。

### (5) 島根県内の雇用情勢

県内の有効求人倍率は平成27年度において毎月全国を上回り推移するなど、改善の動きが見られる。なお、平成27年度末における同倍率は1.43倍（全国1.30倍）であった。

## 2. 事業概況

当協会の平成27年度の事業概況については、次のとおりとなった。

### <保証承諾>

3,209件、438億54百万円の保証承諾を行った。これは計画額500億円に対して87.7%の達成率であり、対前年度比件数109.1%、金額110.7%の実績となり、件数、金額ともに前年度を上回った。

### <保証債務残高>

13,602件、1,545億40百万円の保証債務残高となった。これは計画額1,580億円に対して97.8%の達成率であり、対前年度比件数94.3%、金額91.7%の実績であった。保証債務残高については、利用企業数の減少に伴い、減少傾向にある。

### <代位弁済>

165企業、335件、37億49百万円の代位弁済を行った。これは計画額40億円に対して93.7%、対前年度比で件数91.3%、金額88.1%の実績となり、件数、金額ともに前年度を下回った。

### <回収>

鋭意努力し、9億81百万円の回収を行った。これは計画額10億円に対して98.1%、対前年度比88.8%の実績であった。

平成27年度の保証承諾等の主要業務数値は、以下のとおり。

項 目	件 数	金 額	計画値(金額)	計画達成率
保 証 承 諾	3,209件 (109%)	438億54百万円 (111%)	500億円	88%
保証債務残高	13,602件 ( 94%)	1,545億40百万円 ( 92%)	1,580億円	98%
代 位 弁 済	335件 ( 91%)	37億49百万円 ( 88%)	40億円	94%
回 収	—	9億81百万円 ( 89%)	10億円	98%

※ ( ) 内の数値は対前年度比を示す。

## 3. 決算概要

平成27年度の決算概要（収支計算書）は、以下のとおり。

(単位：百万円)

項 目	金 額	前年度比増減額
経常収入	2,002	△ 62
経常支出	1,923	199
経常収支差額	79	△ 261
経常外収入	5,443	120
経常外支出	5,417	133
経常外収支差額	25	△ 14
制度改革促進基金取崩額	60	47
当期収支差額	165	△ 227

○経常収入は、保証料収入が減少したことを主要因として、前期に比べ62百万円減となった。

○経常支出は、基幹システム移行に伴う費用負担等により前期に比べ1億99百万円増となった。

○当期収支差額は1億65百万円となった。この収支差額の処理については、82百万円を収支差額変動準備金に繰り入れ、残額83百万円を基金準備金に繰り入れた。



#### 4. 重点課題への取り組み状況

昨年度の重点課題としてあげた項目への取り組み状況は、以下のとおり。

##### 【保証部門】

##### (1) お客様ニーズに即した保証対応

各種保証制度を活用してお客様ニーズに即した保証対応に努めた結果、保証承諾は3,209件(対前年度比109.1%)、438億54百万円(対前年度比110.7%)となった。

また、お客様の経営上の課題や悩みを直接把握し、実情に応じて適切な保証支援を行うため、現地訪問面談を積極的に推進した。内部目標1,000件に対し、1,278件(前年度1,118件)実施し、お客様からも感謝の声を頂いている。

##### (2) 創業支援の強化

創業者向けの保証制度「創業者支援資金」、「あゆみ」、「縁」を積極的に推進した。特に、お客様の保証料負担をゼロとする金融機関提携創業者支援保証「縁」の保証承諾が209件、9億83百万円と活発であったことから、創業者支援保証は266件、14億17百万円で、直近5年間で件数、金額ともに最多となるなど、創業支援の強化を通じて地域経済の活性化に貢献できた。

また、関係機関と連携した創業セミナーに講師として職員を派遣(女性相談員「チーム・エスポワール」も収支計画作成等のアドバイス役として派遣)し、創業者増加に向けて尽力した。さらに、当協会主催の創業セミナーを初めて開催し、本店・出雲支店管内のお客様約40名にご参加いただき好評を得ている。

##### (3) 政策保証の積極的な推進

重点推進制度である「経営力強化保証」の保証承諾実績は22件、9億47百万円、同じく「経営改善サポート保証」は27件、11億12百万円であり、特に「経営改善サポート保証」については対前年度比件数135.0%、金額191.9%と伸長しており、借換による返済負担の軽減や条件変更先への事業資金の供給に寄与した。

また、セーフティネット保証の利用状況については、保証料負担軽減及び100%保証にて対応できるセーフティネット5号の利用促進に注力した結果、不況指定業種は過年度に比して縮減傾向にある中、保証承諾金額は前年度比128.3%と伸長した。

##### (4) お客様の利便性向上へ向けた取り組み

個別のお客様との現地訪問面談に加えて、商工団体と連携して離島や中山間地域等での出張相談会を23回開催し、58企業からご相談をいただいた。

また、当協会独自の専門家派遣事業「きょうかいスキルアップサポート事業」について、平成27年度は新たに20名の専門家を登録し、延べ56名体制となり、お客様が抱える課題に対して様々な分野の専門家を派遣し、利便性向上に向けた取り組みを行った。

##### (5) 担当者の窓口力強化

若手職員を対象とした内部研修を実施し、担当者の窓口力強化に努めた。

また、女性相談員・女性職員によるミーティングの定期開催や、経営相談室の女性相談員が各支店の女性相談員とともに女性創業者との面談を行うことで、情報共有、連携強化に努め、お客様支援への意識向上を図った。

**【期中管理部門】****(1) 経営改善・再生支援の強化**

平成25年度末における返済条件緩和先793企業（保証債務残高319億円、全体の20%程度）を主体として、経営改善や事業再生に向けた取組みを行う「しまね創生プロジェクト」を積極的に引き続き推進し、完済先等を除く736企業との面談を実施した。面談を通じて返済条件緩和を余儀なくされているお客様の状況を適切に把握したうえ、返済条件の変更や新規保証による借換等、お客様に応じた支援を行った。

特に経営改善・再生支援を必要とするお客様に対して、中小企業診断士がそれぞれ担当を持ち、お客様に応じた継続支援を実施した。事業承継支援については、各支援機関と情報交換を行うなど連携強化を図った。

**(2) 専門家派遣事業の活用促進**

専門家派遣事業「きょうかいスキルアップサポート事業」について、専門家の増員等を通じて活用促進に努めた結果、平成27年度は過去最高の359件のご利用をいただいた。特にしまね創生プロジェクト強化事業の支援対象先に対して284件の専門家派遣を活用し、経営課題の解決に努めた。

**(3) 関係機関との連携**

中小企業ネットワーク会議等にて「しまね創生プロジェクト」の説明を行ったほか、経営サポート会議を積極的に開催し、過去最多の434回の開催となるなど、関係機関との連携強化を図った。

中小企業再生支援協議会の2次案件に対して10件の計画同意を行い、また、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業については、15件の計画同意を行うなど、関係機関と連携した経営改善・再生支援の充実に努めた。



玉造温泉

## 【回収部門】

### (1) 求償権の早期解決

お客様との信頼関係を構築し、実態把握により求償権解決に繋げるため、直接対話・現地調査を推進し、現地訪問面談を目標840先に対して971先、現地調査を目標420先に対して540先実施した。

その結果として分割弁済契約を17件、債務免除を14件、損害金減免完済を47件行い、求償権解決に導いた。

また、専門知識を要する困難な案件に迅速かつ適切に対応するため、古津弘也法律事務所（古津弁護士）、松江桜法律事務所（福田弁護士、永野弁護士）と新たに顧問弁護士契約を締結した。

### (2) 事業再生・生活再建支援の強化

代位弁済後も事業を継続するお客様の事業再生・生活再建を支援するため、現地訪問面談を推進し目標230先に対して622先への面談を実施した（上記に記載した現地訪問面談971先の内数）。

面談後、スキルアップサポーターを17先に派遣し経営改善支援に取り組んだ他、求償権消滅保証を1先に導入し金融取引の正常化を図った。

### (3) 環境変化への対応

民法の大幅な改正に対応するため、顧問弁護士を招いた勉強会を2回開催した。

また、事務処理をより適正に行うため、管理事務処理要領の改定を進めるとともに、改定事項については、現課を直接訪問し、担当者だけでなく役席者への周知を図った。

## 【その他間接部門】

### (1) 職員の活性化

内・外部研修に積極的に職員派遣を行うとともに人事考課制度の適正運用を図ることで職員の能力開発と人材育成に努めた。

また、従来から中小企業診断士の育成に注力しているが、平成27年度においては新たに1名が資格を取得し18名体制となった。

加えて初の試みとして、金融機関及び商工団体から講師を招聘しCSに関する研修会を開催することで保証担当者の中小企業支援に対する意識の向上を図った。

### (2) 広報の充実

平成27年度から大手広告代理店に依頼して、テレビCM、ポスター、ウェブ動画等を制作して公開しているが、テレビCMを見られた中小企業者から相談を受けるなど、認知度と当方業務の理解度向上に貢献した。

また、従来からパブリシティ広報にも注力しているが、平成27年度はNHKが当方の取組みを特集番組で放送したことに加え、地元新聞等には合計11回記事掲載された。

これら広報活動の効果測定は平成28年度中に行う予定だが、中小企業、金融機関、行政組織等からの反響も大きく、一定の成果があったものと捉えている。



**(3) 経営基盤の強化**

機能的かつ効率的な組織運営を図るために、内部各部署より業務改善に向けた意見収集を行い、実施可能なものから順次取り組んだ。

また、収支の健全性維持に向け証券会社等からの情報収集を的確に実施し、効果的な資金運用に努めた結果、低金利情勢の中ではあったが平均運用利回り1.31%を確保することができた。

**(4) コンプライアンスの徹底**

コンプライアンス態勢の充実とハラスメント防止を目的にコミュニケーション能力の向上を図る研修を実施し、コンプライアンスマインドの醸成を図った。

また、反社会的勢力の排除に向け、昨年度に引き続き島根県暴力追放県民センターから講師を迎え、実際にお客様と接する窓口業務を行う営業部、各支店の担当者を対象とした講演やロールプレイを開催し、反社会的勢力排除に向けて態勢を充実させた。

**(5) リスクマネジメントの強化**

平成26年度末に策定したBCP（事業継続計画）の演習計画に基づき、防災訓練、安否確認訓練等を実施し、BCPの実効性について検証を行った。検証した結果については、今後、次期電算システム移行に伴う改正に併せて見直しを図っていく。

**(6) 次期電算システムへの円滑な移行**

平成28年5月の稼働に向けて、関係支援機関（保証協会コンピュータサービス株式会社・新日本有限責任監査法人・大阪信用保証協会・日本電気株式会社）とウェブ会議を活用した情報収集や連携調整を行った。

引き続き、スケジュールに則り、稼働に向け安全かつ正確な移行作業を実施していく。

**5. 外部評価委員会の意見等****①創業支援**

- ・平成26年11月に創設した金融機関提携創業者支援保証「縁」の保証承諾が平成27年度においては209件、9億83百万円と活発であったことから、創業者支援保証は266件、14億17百万円で、直近5年間で件数、金額ともに最多となるなど、本県における創業・起業を促進する大きな力となった。
- ・協会職員なかでも「チーム・エスポワール」の女性職員を収支計画作成等のアドバイス役として派遣するなど、創業者が困難さを感じる事柄について細やかな対応をしており、さらに、協会主催の創業セミナーを初めて開催し、創業者増加に向けて尽力した。

**②経営支援、再生支援**

- ・平成26年12月に立ち上げた「しまね創生プロジェクト」を引き続き積極的に推進し、返済条件緩和先793企業のうち完済先等を除く736企業との面談を実施。返済条件の変更や新規保証による借換等、対象企業の実情に応じたきめ細やかな対応を実施している。
- ・「きょうかいスキルアップサポート事業」については、その活用促進に努めた結果、過去最高の359件の利用があった。特にしまね創生プロジェクト強化学業の支援対象先に対しては、284件の専門家派遣を行っている。
- ・経営支援では、引き続き、関連支援機関等との連携を積極的に図っている。

**③広報**

- ・協会の認知度を高め、協会利用の促進を図るため、大手広告代理店を利用し、テレビCM、ポスター、ウェブ動画等を初めて制作公開する等協会広報を積極的に行った。また、NHKが協会の取組みを



特集番組で放送するなどパブリシティを利用した取組みが実施された。

#### ④人材育成及びコンプライアンス体制

- ・金融機関及び商工団体から講師を招聘しCSに関する研修やハラスメント防止を目的としたコミュニケーション能力の向上を図る研修を実施するなど、人材育成及びコンプライアンス体制の強化に引き続き努めている。
- ・BCP演習の実施など危機管理体制の充実が図られている。

以上、平成27年度協会事業のうち重要事項4点について、協会の自己評価を妥当なものとする。併せて、産業支援の立場から、狭義の信用保証にとどまらず、県内中小企業者の実情に即して、積極的な創業支援・経営支援策を講じている協会の積極的な姿勢を高く評価する。

以下、外部評価委員会協議において提起された希望を付記する。

- ①平成28年8月に広報の取組みの効果測定が行われる。時宜を得た必要なことである。その際、中小企業金融制度の大宗である信用保証制度は、中小企業者に広く知られ、使われて初めてその制度が活かされるものであることを視点として堅持頂きたい。
- ②人口減少・少子高齢化が急速に進展するなか、産業の担い手として、女性若者が果たす役割には大きいものがある。大学等の高等教育機関はもとより、高校等の中等教育機関との連携を深め、産業の仕組み等の基本的な理解促進のための取組みを検討頂きたい。
- ③「創業」、「再生」、「事業承継」について、関係機関との連携を強化し、各分野において、中小企業者が関連機関の諸サービスをうまく活用できるように取り組んで頂きたい。支援機関間連携がその実を上げられるように、協会のリーダーシップを期待したい。
- ④資本主義経済は、強い個人が前提であり、企業家精神を発揮する人間が必要とされている。そのような企業家を育成するという目的を根底に持って、業務を行って頂きたい。



堀川 遊覧船

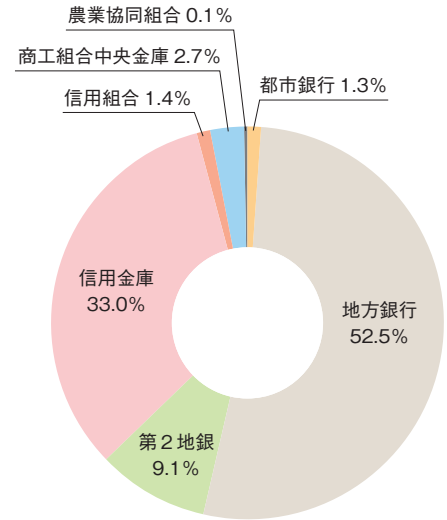
# 平成27年度 事業概況

## 保証承諾

### 金融機関別

(単位:百万円、%)

	26年度			27年度		
	金額	前年比	構成比	金額	前年比	構成比
都市銀行	557	97.1	1.4	566	101.6	1.3
みずほ銀行	387	243.5	1.0	520	134.3	1.2
三菱東京UFJ銀行	170	43.0	0.4	46	27.1	0.1
りそな銀行	0	—	0.0	0	—	0.0
地方銀行	22,401	87.5	56.5	23,037	102.8	52.5
山陰合同銀行	20,487	88.9	51.7	21,023	102.6	47.9
鳥取銀行	1,320	70.1	3.3	1,510	114.4	3.4
山口銀行	508	85.6	1.3	369	72.6	0.8
広島銀行	86	90.1	0.2	135	157.9	0.3
中国銀行	0	—	0.0	0	—	0.0
第2地銀	3,852	70.8	9.7	3,978	103.3	9.1
島根銀行	3,852	70.8	9.7	3,978	103.3	9.1
信用金庫	11,401	70.7	28.8	14,456	126.8	33.0
しまね信用金庫	1,679	79.4	4.2	2,259	134.6	5.2
米子信用金庫	1,033	61.8	2.6	1,326	128.4	3.0
島根中央信用金庫	5,306	68.9	13.4	6,186	116.6	14.1
日本海信用金庫	2,863	88.6	7.2	3,289	114.9	7.5
西中国信用金庫	521	37.0	1.3	1,396	268.2	3.2
信金中央金庫	0	—	0.0	0	—	0.0
信用組合	471	36.9	1.2	608	129.2	1.4
島根益田信用組合	471	36.9	1.2	608	129.2	1.4
信用組合広島商銀	0	—	0.0	0	—	0.0
商工組合中央金庫	939	60.6	2.4	1,186	126.3	2.7
その他政府系金融機関	0	—	0.0	0	—	0.0
農業協同組合	9	54.3	0.0	23	238.6	0.1
漁業協同組合	0	—	0.0	0	—	0.0
産業再生機構	0	—	0.0	0	—	0.0
合計	39,631	78.3	100.0	43,854	110.7	100.0

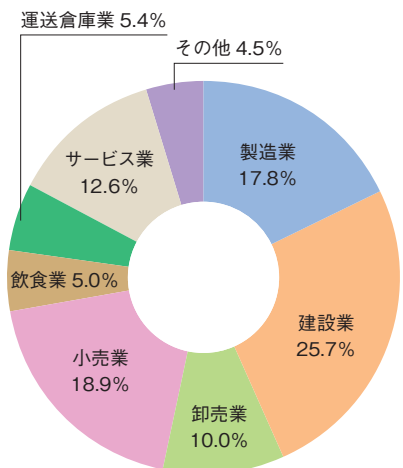


平成27年度金融機関別保証承諾

### 業種別

(単位:百万円、%)

	26年度			27年度		
	金額	前年比	構成比	金額	前年比	構成比
製造業	8,308	83.4	21.0	7,805	93.9	17.8
建設業	10,225	73.1	25.8	11,283	110.3	25.7
卸売業	4,715	85.5	11.9	4,393	93.2	10.0
小売業	6,901	76.1	17.4	8,295	120.2	18.9
飲食業	1,883	83.9	4.8	2,202	116.9	5.0
運送倉庫業	1,403	58.0	3.5	2,363	168.4	5.4
サービス業	4,696	82.6	11.8	5,541	118.0	12.6
その他	1,500	87.5	3.8	1,972	131.5	4.5
合計	39,631	78.3	100.0	43,854	110.7	100.0



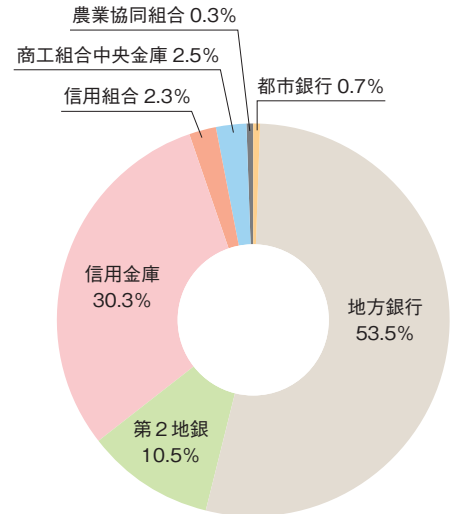
平成27年度業種別保証承諾

## 保証債務残高

### 金融機関別

(単位:百万円、%)

	26年度			27年度		
	金額	前年比	構成比	金額	前年比	構成比
都市銀行	1,334	97.1	0.8	1,084	81.2	0.7
みずほ銀行	582	92.2	0.3	477	82.0	0.3
三菱東京UFJ銀行	523	105.9	0.3	394	75.4	0.3
りそな銀行	229	92.2	0.1	212	92.6	0.1
地方銀行	89,918	93.8	53.3	82,612	91.9	53.5
山陰合同銀行	83,030	93.4	49.3	75,926	91.4	49.1
鳥取銀行	4,742	97.8	2.8	4,640	97.8	3.0
山口銀行	1,815	100.9	1.1	1,702	93.7	1.1
広島銀行	282	103.7	0.2	300	106.4	0.2
中国銀行	49	93.9	0.0	45	92.2	0.0
第2地銀	19,398	88.1	11.5	16,192	83.5	10.5
島根銀行	19,398	88.1	11.5	16,192	83.5	10.5
信用金庫	49,482	93.0	29.4	46,868	94.7	30.3
しまね信用金庫	7,617	90.6	4.5	7,254	95.2	4.7
米子信用金庫	5,174	91.6	3.1	4,814	93.1	3.1
島根中央信用金庫	23,133	92.4	13.7	21,638	93.5	14.0
日本海信用金庫	10,138	96.5	6.0	9,850	97.2	6.4
西中国信用金庫	3,420	93.8	2.0	3,312	96.8	2.1
信金中央金庫	0	-	0.0	0	-	0.0
信用組合	4,094	88.2	2.4	3,575	87.3	2.3
島根益田信用組合	4,094	88.2	2.4	3,575	87.3	2.3
信用組合広島商銀	0	-	0.0	0	-	0.0
商工組合中央金庫	3,855	91.5	2.3	3,801	98.6	2.5
その他政府系金融機関	0	-	0.0	0	-	0.0
農業協同組合	466	84.1	0.3	407	87.4	0.3
漁業協同組合	0	-	0.0	0	-	0.0
産業再生機構	0	-	0.0	0	-	0.0
合計	168,549	92.6	100.0	154,540	91.7	100.0

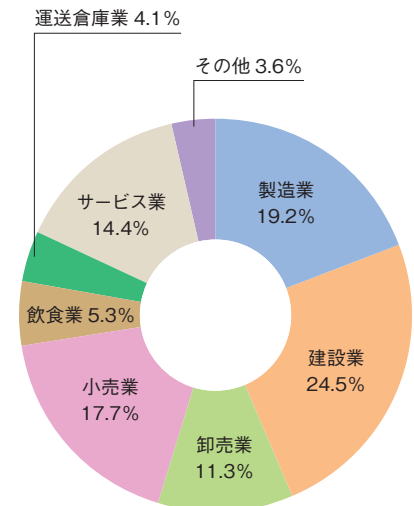


平成27年度金融機関別保証債務残高

### 業種別

(単位:百万円、%)

	26年度			27年度		
	金額	前年比	構成比	金額	前年比	構成比
製造業	32,847	90.5	19.5	29,616	90.2	19.2
建設業	41,638	92.4	24.7	37,899	91.0	24.5
卸売業	18,696	94.6	11.1	17,394	93.0	11.3
小売業	30,503	94.7	18.1	27,411	89.9	17.7
飲食業	8,740	92.3	5.2	8,125	93.0	5.3
運送倉庫業	6,856	94.1	4.1	6,367	92.9	4.1
サービス業	23,879	91.9	14.2	22,177	92.9	14.4
その他	5,389	92.4	3.2	5,553	103.0	3.6
合計	168,549	92.6	100.0	154,540	91.7	100.0



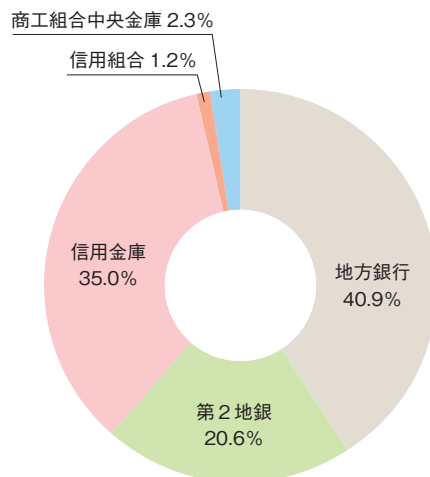
平成27年度業種別保証債務残高

## 代位弁済

### 金融機関別

(単位:百万円、%)

	26年度			27年度		
	金額	前年比	構成比	金額	前年比	構成比
都市銀行	0	—	0.0	0	—	0.0
みずほ銀行	0	—	0.0	0	—	0.0
三菱東京UFJ銀行	0	—	0.0	0	—	0.0
りそな銀行	0	—	0.0	0	—	0.0
地方銀行	1,999	128.0	47.0	1,533	76.7	40.9
山陰合同銀行	1,918	127.5	45.1	1,524	79.5	40.7
鳥取銀行	82	143.0	1.9	9	11.2	0.2
山口銀行	0	—	0.0	0	—	0.0
広島銀行	0	—	0.0	0	—	0.0
中国銀行	0	—	0.0	0	—	0.0
第2地銀	629	123.6	14.8	774	123.0	20.6
島根銀行	629	123.6	14.8	774	123.0	20.6
信用金庫	1,298	110.7	30.5	1,312	101.0	35.0
しまね信用金庫	334	219.8	7.8	354	106.2	9.5
米子信用金庫	163	77.9	3.8	75	46.0	2.0
島根中央信用金庫	623	95.5	14.6	788	126.6	21.0
日本海信用金庫	129	95.2	3.0	84	65.2	2.2
西中国信用金庫	50	201.9	1.2	10	20.0	0.3
信金中央金庫	0	—	0.0	0	—	0.0
信用組合	34	42.7	0.8	45	131.2	1.2
島根益田信用組合	34	42.7	0.8	45	131.2	1.2
信用組合広島商銀	0	—	0.0	0	—	0.0
商工組合中央金庫	275	404.8	6.5	86	31.1	2.3
その他政府系金融機関	0	—	0.0	0	—	0.0
農業協同組合	17	490.5	0.4	0	—	0.0
漁業協同組合	0	—	0.0	0	—	0.0
産業再生機構	0	—	0.0	0	—	0.0
合計	4,253	125.3	100.0	3,749	88.1	100.0

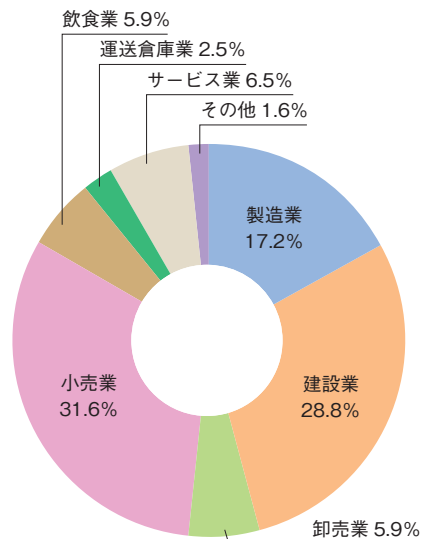


平成27年度金融機関別代位弁済

### 業種別

(単位:百万円、%)

	26年度			27年度		
	金額	前年比	構成比	金額	前年比	構成比
製造業	1,426	246.3	33.5	646	45.3	17.2
建設業	513	87.1	12.1	1,079	210.2	28.8
卸売業	87	22.1	2.0	221	255.0	5.9
小売業	879	113.7	20.7	1,186	135.0	31.6
飲食業	380	164.8	8.9	220	57.7	5.9
運送倉庫業	74	67.5	1.7	94	127.0	2.5
サービス業	603	86.1	14.2	242	40.1	6.5
その他	292	1,440.0	6.9	61	20.9	1.6
合計	4,253	125.3	100.0	3,749	88.1	100.0



平成27年度業種別代位弁済

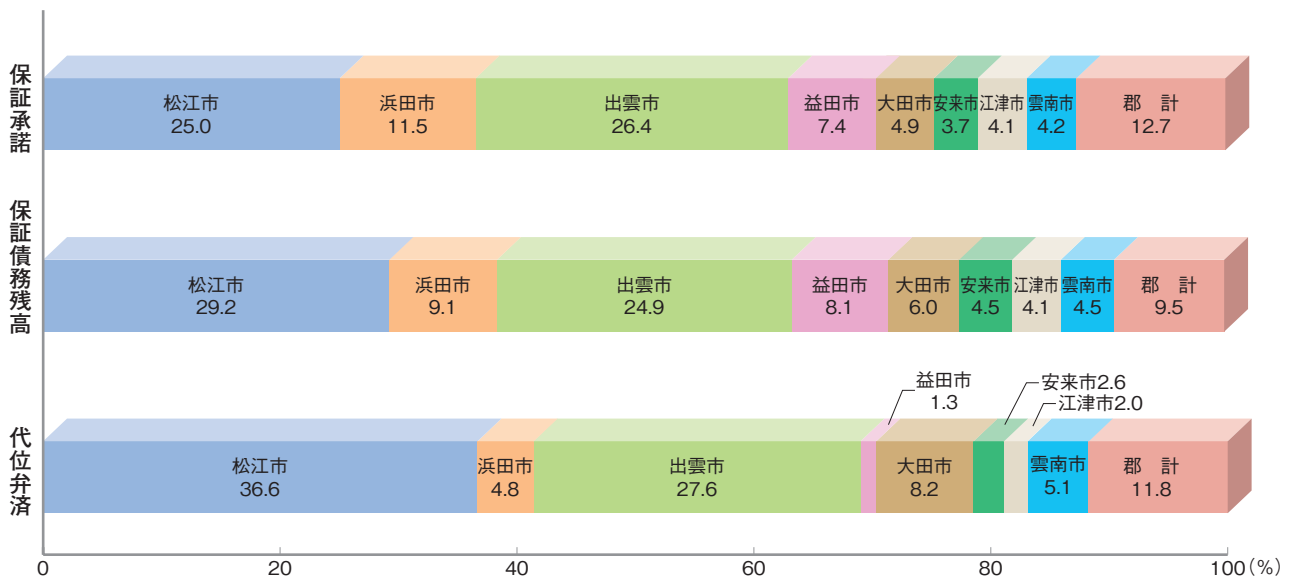


## 市町村別保証状況 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位:百万円、%)

	保証承諾				保証債務残高			代位弁済		
	件数	金額	構成比	前年比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
松江市	848	10,974	25.0	106.9	4,005	45,146	29.2	123	1,372	36.6
浜田市	289	5,034	11.5	136.1	1,098	14,091	9.1	15	178	4.8
出雲市	795	11,591	26.4	109.9	3,167	38,510	24.9	78	1,036	27.6
益田市	261	3,247	7.4	95.0	1,171	12,557	8.1	17	49	1.3
大田市	154	2,152	4.9	91.0	757	9,207	6.0	31	306	8.2
安来市	138	1,609	3.7	85.1	621	6,967	4.5	10	96	2.6
江津市	123	1,801	4.1	100.1	540	6,277	4.1	12	76	2.0
雲南市	186	1,823	4.2	95.0	743	6,897	4.5	16	193	5.1
市計	2,794	38,230	87.2	106.5	12,102	139,654	90.4	302	3,306	88.2
仁多郡	57	615	1.4	136.8	229	2,054	1.3	5	29	0.8
飯石郡	35	448	1.0	124.4	124	1,293	0.8	1	2	0.1
邑智郡	91	1,091	2.5	123.5	337	3,179	2.1	8	57	1.5
鹿足郡	92	1,449	3.3	201.1	328	3,474	2.3	5	31	0.8
隠岐郡	139	1,971	4.5	152.6	474	4,684	3.0	14	323	8.6
郡計	414	5,573	12.7	150.4	1,492	14,683	9.5	33	442	11.8
県外計	1	50	0.1	166.7	8	204	0.1	0	0	0.0
合計	3,209	43,854	100.0	110.7	13,602	154,540	100.0	335	3,749	100.0

### 構成比



\*数値については、単位未満を四捨五入しております。

収支計算書 (平成27年4月1日～平成28年3月31日)

(単位:円)

科 目		金	額
経常収	入		2,001,786,893
保預有調延損事責雑	料利息金料金金入	1,424,979,574 1,028,731 357,930,482 0 3,839,345 5,655,179 57,170,763 141,527,000 9,655,819	
常務	支		1,922,592,497
役退職その他	給与金繰入費	1,003,737,973 428,706,578 34,802,849 106,917,024	
旅事賃動信債指負	業務借入金	13,415,860 182,096,382 20,977,546 46,507,732 3,084,723 68,491,097 85,955,069 12,783,113	
借信責雑	費用保険料	790,616,514 10,242,486 117,995,524	
経常収支差	額		79,194,396
経常外収	入		5,442,845,254
償却責任求償求保補	債権準備金戻入金戻入金戻入金	52,590,236 1,015,077,796 551,513,090 3,802,075,694 3,142,365,937 659,709,757	
補	金	0	
経常外支	出		5,417,379,526
求讓有雑退責求	償債権償債債	4,051,402,410 0 0 48,469,475 3,444,000 927,648,334 384,015,888 2,399,419	
経常外収支差	額		25,465,728
制度改革促進基金取崩	額		60,320,096
収支差額変動準備金取崩	額		0
当期収支差	額		164,980,220
収支差額変動準備金繰入	額		81,980,220
基本財産繰入額又は基本財産取崩	額		83,000,000

## 収支計算書の用語解説

### 信用保険料

日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

### 求償権償却

年度末求償権のうち法的整理の結果回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

### 責任準備金繰入

将来の不測の事態に備えて積み立てる準備金で、一般企業の「貸し倒れ引当金」に相当するものです。年度末の保証債務残高に対して一定の割合で積み立てています。

### 求償権償却準備金繰入

協会資金の健全性を保つために、年度末求償権のうち回収困難な額を見積もって一定の割合を積み立てます。

### 当期収支差額

全額基本財産(収支差額変動準備金を含め)に組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要な基本財産の充実を図ります。

### 信用保証料

保証ご利用の際に中小企業者からいただく保証料です。

### 預け金利息、有価証券利息配当金

金融機関に預け入れられた預託金の受取利息と、有価証券等からの利息配当金です。

### 求償権補填金戻入

代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体から受領した損失補償金からなっています。

### 制度改革促進基金取崩額

部分保証制度に係る代位弁済により協会に損失が発生した場合、欠損額と同額の制度改革促進基金を取り崩し、これに充てることになっています。



支出

収入

## 貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

(単位:円)

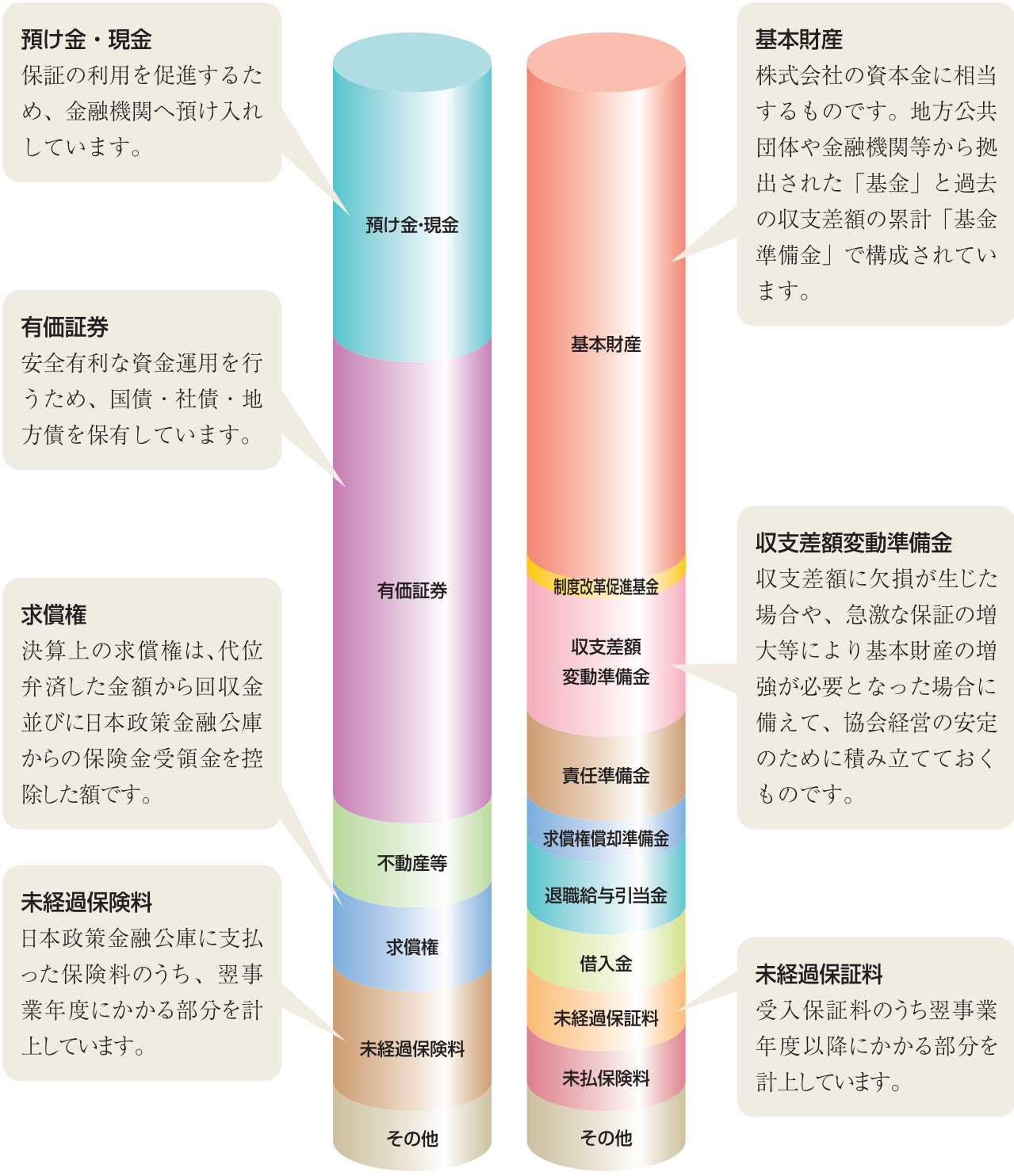
借方		金額
科目		
現金	金	0
現金	金	0
小切手		0
預け	金	4,130,205,157
当座預金		0
普通預金		1,042,870,295
通知預金		0
定期預金		3,081,600,000
郵便貯金		5,734,862
金銭信託		0
有価証券		23,454,277,500
国債		0
地方債		3,796,997,000
社債		19,632,063,000
株式		25,217,500
受益証券		0
その他有価証券		100,000,000
新株予約権		0
再生ファンド出資		100,000,000
動産・不動産		911,072,905
事業用不動産		797,065,516
事業用動産		114,007,389
所有動産・不動産		0
損失補償金見返		27,742,211,053
保証債務見返		154,540,204,259
求償権		1,162,200,486
譲受債権		0
雑勘定		526,133,557
仮払金		1,064,807
保証金		100,000
厚生基金		64,912,500
連合会出資金		0
連合会勘定		242,547
未収利息		72,127,527
未経過保険料		387,686,176
合計		212,566,304,917

貸方		金額
科目		
基本財産		19,242,000,000
基金		5,248,224,000
基金準備金		13,993,776,000
制度改革促進基金		751,583,442
収支差額変動準備金		4,932,916,802
責任準備金		927,648,334
求償権償却準備金		384,015,888
退職給与引当金		562,576,641
損失補償金		27,742,211,053
保証債務		154,540,204,259
求償権補てん金		0
保険金		0
損失補償補てん金		0
借入金		0
長期借入金		0
(うち日本政策金融公庫分)		0
短期借入金		0
(うち日本政策金融公庫分)		0
収支差額変動準備金造成資金		0
雑勘定		3,483,148,498
仮受金		99,317,800
保険納付金		98,247,819
損失補償納付金		75,315,749
未経過保証料		3,187,600,546
未払保険料		816,644
未払費用		21,849,940
合計		212,566,304,917



## 貸借対照表の用語解説

### 借方 貸方



## 財産目録 (平成28年3月31日現在)

(単位:円)

資 産		負 債	
科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	0	責 任 準 備 金	927,648,334
預 け 金	4,130,205,157	求 償 権 償 却 準 備 金	384,015,888
金 銭 信 託	0	退 職 給 与 引 当 金	562,576,641
有 価 証 券	23,454,277,500	損 失 補 償 金	27,742,211,053
そ の 他 有 価 証 券	100,000,000	保 証 債 務	154,540,204,259
動 産 ・ 不 動 産	911,072,905	求 償 権 補 て ん 金	0
損 失 補 償 金 見 返	27,742,211,053	借 入 金	0
保 証 債 務 見 返	154,540,204,259	雑 勘 定	3,483,148,498
求 償 権	1,162,200,486		
譲 受 債 権	0		
雑 勘 定	526,133,557		
合 計	212,566,304,917	合 計	187,639,804,673
		正 味 財 産	24,926,500,244



宍道湖としじみ漁(松江市)

# 中期事業計画 (平成27年度～平成29年度)

## I. 業務環境

### 1. 島根県の景気動向

我が国の経済は、政府が推し進めるアベノミクスの経済政策により、円安・株高の恩恵を受け、大企業を中心に景気回復に向けて順調な足取りを見せている。

一方、当地の経済環境を見てみると都会地と比べ景気の回復感は乏しく、加えて少子高齢化・人口減少など抱えている問題も多く、経済環境は依然として厳しい状況が続いている。

### 2. 中小企業者を取り巻く環境

全国的には大企業を中心に幅広い業種で景気回復の動きが見られるものの、県内の中小企業者においては小規模零細企業が多く、円安による原材料価格高騰の影響などにより、引続き厳しい状況が続いている。

また、依然として経営改善が進まず返済負担の軽減を行っている中小企業者も多く、今後の景気動向によっては、倒産・廃業に至る中小企業者が増加する恐れもあり、予断を許さない状況にある。

## II. 業務運営方針

島根県信用保証協会では、経営の方向性を決定する経営ビジョンや基本方針などを示した「中期経営戦略」を3カ年毎に策定し、その目標に向かって業務運営を行っている。

平成27年度から平成29年度における中期経営戦略では下記のとおりスローガンを掲げ、業務を推進していく方針である。

# 使 命

～情熱と決意を胸に～

創業・再生をはじめとして保証協会の支援が  
真に必要とされるお客様に対して、  
**私たちの力を最大限に発揮することが当協会の使命**

企業支援に向けた私たちの“**熱い思い**”と  
やり遂げるといふ“**強い決意**”を持って、  
**保証協会ならではの企業支援に全力で励む**

## 1. 経営支援・再生支援の強化

創業者（創業予定者を含む）や経営の安定に支障を生じているお客様等への経営支援・再生支援の強化を図り、県内中小企業者数の維持・増加に寄与する。

## 2. 保証制度の多様化への対応

近年、創業支援に関する保証制度については、ラインナップの充実を図ってきていることから、お客様のニーズに合わせた資金メニューの提案を実施していく。また、経営の安定に向けた資金繰り支援を引続き積極的に行っていくため、島根県中小企業制度融資を効果的に活用する。

## 3. 政策保証の推進

お客様メリットの大きい「経営力強化保証」、「経営改善サポート保証」、「セーフティネット保証」等の政策保証について引続き積極的に推進することで、資金繰り円滑化を図る。

## 4. 利便性の向上

当県は東西に長く、交通インフラ整備も他県に比べて遅れていることから、当協会がお客様のところへ赴く現地訪問面談や出張相談会を推進することで、利便性の向上を図っていく。また、当協会の経営支援サービスの充実に努めるとともに、その活動を広く周知していくことで更なる利用促進を図っていく。

## 5. 回収の合理化・効率化

求償権の早期解決に向け、代位弁済前から事業再生・生活再建を見据えた継続的な支援を行う。また、外部環境の変化に対応した適正な求償権管理を行う体制を強化する。

## 6. 内部体制の強化

お客様のニーズに対し、質の高い信用保証や各種経営支援等のサービスを提供するために、当協会の人材・組織・インフラなどの経営資源の質を高める。また、お客様に安定的なサービスを提供するために、引続き当協会の経営基盤の強化を図っていく。



古代出雲歴史博物館(出雲市)



# 年度経営計画（平成28年度）

## I. 業務環境

### 1. 島根県の景気動向

最近の島根県の経済情勢については、個人消費において中国横断自動車道尾道松江線の開通や松江城天守の国宝指定等、観光関連が好調に推移するなど緩やかな持ち直しの動きが続いており、また、生産活動においても一部に弱さが見られるものの、自動車関連やスマートフォン関連の電気機械工業が好調に推移するなど、県全体では緩やかに持ち直している状況にある。

### 2. 中小企業者を取り巻く環境

全国的には政府の金融・財政の政策による効果を背景に収益が改善している企業が多くなってきているものの、島根県においては小規模零細企業が多く、景気回復を実感できるまでには至っていない状況にある。加えて、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化の問題も深刻であり、今後も引続き厳しい経営環境が続くものと思われる。

当協会の保証債務においても、返済負担の軽減を行っている中小企業者は依然として高水準で推移しており、今後も引続き経営改善・再生支援を積極的に推進していく必要がある。

## II. 業務運営方針

島根県信用保証協会では、経営の方向性を決定する経営ビジョンや基本方針などを示した「中期経営戦略」を3カ年毎に策定し、その目標に向かって業務運営を行っている。

平成27年度から平成29年度における中期経営戦略では下記のとおりスローガンを掲げ、業務を推進していく方針である。

# 使 命

～情熱と決意を胸に～

創業・再生をはじめとして保証協会の支援が  
真に必要とされるお客様に対して、  
私たちの力を最大限に発揮することが当協会の使命

企業支援に向けた私たちの“熱い思い”と  
やり遂げるといふ“強い決意”を持って、  
保証協会ならではの企業支援に全力で励む

## 【保証部門】

## ①小規模事業者に対する資金供給の円滑化

全国統一保証制度である小口零細企業保証制度を積極的に活用し、当協会利用企業の多くを占める小規模事業者に対する資金供給の円滑化を図る。

## ②創業者向け保証の積極的な推進

地域経済の活性化に資するため、創業者向け保証の積極的な推進による企業創出と雇用の場の拡大を図る。

## ③政策保証の積極的な推進

経営力強化保証制度、経営改善サポート保証制度、条件変更改善型借換保証制度等の経営支援パッケージ型政策保証を有効活用することで、業況悪化を余儀なくされている中小企業・小規模事業者の経営改善や事業継続を支援する。

## 【期中管理部門】

## ①経営改善・再生支援の強化

一昨年から集中的に取り組んだ「しまね創生プロジェクト」の実績を踏まえ、真に当協会の支援を必要としているお客様に対する“深掘支援”を実施し、業績改善に繋げる。

## ②創業支援の充実

創業者(創業予定者を含む)に対する支援策の充実を図ることで、県内中小企業・小規模事業者数減少の歯止めに向けた一助とする。

## ③関係支援機関・外部専門家との連携

経営改善・再生支援や創業者の事業継続支援に関して、引き続き金融機関、商工団体、しまね産業振興財団等の関係機関や外部専門家との連携を密にし、企業支援の実効性を高めていく。

## 【回収部門】

## ①求償権の早期解決

お客様の実態を把握し、早期に解決策を検討するため、代位弁済が想定されるお客様も含め、早い段階から積極的に直接面談を行う。その結果、必要に応じて外部専門家等と連携し、解決に導く。

## ②事業再生・生活再建支援の強化

お客様の実態にあわせた再生・再建支援を行うため、現在保有している求償権を見直し、実態に即した支援を行う体制を作る。

## ③環境変化への対応

顧問弁護士と情報交換会や勉強会を開催し、民法の大幅な改正や経営者保証ガイドラインに基づく債務免除等に適正に対応する。

## 【その他間接部門】

## ①職員の活性化

お客様からの多様なニーズに応えられる職員を育成するため、外部研修への積極的な参加や内部研修の充実を図る。また、組織内のコミュニケーションを活性化し、職員が働きやすい職場環境を構築する。

②**広報の充実**

平成26年度に設置した「広報活動プロジェクトチーム」での活動を通じ、戦略的な広報活動を展開する。また、マスメディアを通じた情報発信を積極的に行い、当協会のサービスの認知度向上に努める。

③**経営基盤の強化**

お客様へ安定的な資金供給やサービス提供を行うためには、安定した経営基盤を維持することが必要不可欠であるため、効率的かつ効果的な組織運営に努める。

④**コンプライアンスの徹底・定着**

中小企業金融の中核を担う公的保証機関として社会からの揺るぎない信用を確保していくため、単なる法令遵守に止まらず、内部規程、社会規範、倫理、社会通念等をも含んだ、いわゆる「倫理法令遵守」に向けたコンプライアンスの徹底・定着を図る。

⑤**リスクマネジメントの強化**

お客様が安心して利用出来る組織であり続けるために、内部監査や危機管理体制を充実させ、リスクマネジメントの強化を図る。

⑥**次期電算システムの安定稼働**

5月より稼働する次期電算システムの安定稼働と運用に努めるとともに共同システム利用協会との連携を強化し、システムの改善提案を行っていく。

⑦**事務の効率化・合理化の推進**

限られた人員でより実効性の高い業務を行っていくため、事務処理を見直し、事務の効率化・合理化を推進していく。

(単位：百万円、%)

項 目	金 額	対前年度計画比
保 証 承 諾	45,000	90.0%
保 証 債 務 残 高	148,000	93.7%
代 位 弁 済	3,500	87.5%
回 収	1,000	100.0%

# 平成27年度の主な取組み

## 創業セミナーの開催

現在、当県は人口減少、高齢化の進展等の構造的問題を抱えています。そうした中、中小企業者数は廃業が開業を上回り、減少の一途を辿っています。

このような状況下において、創業の活性化や創業後のアフターフォローを図るため、当協会主催の創業者セミナーを平成28年2月1日に初めて開催しました。

また、創業間もない経営者の方々がお互いの悩みを共有し、ネットワークを構築できる場として、セミナー後には交流会も行いました。



## 「しまね創生プロジェクト」の実施

平成21年に施行された中小企業金融円滑化法が終了した現在も、業況が改善せず返済条件緩和を繰り返している県内中小企業は依然として多い状況にあります。

そこで、関係機関の方々と連携しながら、それぞれの企業に応じた金融支援、再生支援を展開する「しまね創生プロジェクト」を平成26年12月より引き続き行いました。

平成27年度末の集中取組期間終了段階で、返済条件緩和先793企業のうち、完済先等を除く736企業の方々と面談を実施し、お客様それぞれの状況を適切に把握した返済条件の変更や新規保証による借換等、お客様に応じた支援を行いました。

## 中小企業支援ネットワークしまね

「中小企業支援ネットワークしまね」は、構成機関における信頼感の醸成を図り、再生事例や経営支援策の共有化による地域全体の経営改善・再生スキルの向上を目的としています。

現在は19機関で構成されており、当協会が事務局を務め、年2回程度開催しています。

また、中小企業者と主要取引金融機関等の要請に基づき「経営サポート会議」を開催し、個別企業毎に具体的な話し合いを行います。

第7回会合 平成27年 5月21日（木） 13:30～15:30 会場：松江エクセルホテル東急

第8回会合 平成27年11月10日（火） 13:30～15:50 会場：松江エクセルホテル東急

### 《構成機関》

中国経済産業局/松江財務事務所/島根県商工労働部/しまね産業振興財団/島根県商工会議所連合会  
島根県商工会連合会/島根県中小企業団体中央会/地域経済活性化支援機構/日本政策金融公庫松江支店  
商工組合中央金庫松江支店/山陰合同銀行/島根銀行/しまね信用金庫/島根中央信用金庫/日本海信用金庫  
島根益田信用組合/島根県中小企業再生支援協議会/中国税理士会島根県支部連合会/島根県信用保証協会



## 平成26年度保証取扱優績店舗の表彰

毎年度、保証を積極的に活用いただき、業務の推進にご協力を賜った店舗に対し、保証取扱優績店舗として感謝状の贈呈を行っております。

- 浜田会場 平成27年6月4日（木） 16:00～  
会場：浜田ワシントンホテルプラザ
- 松江会場 平成27年6月8日（月） 16:00～  
会場：松江エクセルホテル東急



## 出張経営相談会

島根県信用保証協会の本支店までなかなか足を運べない方、今まで保証協会を利用したことがない方などにお気軽にご利用いただける機会として、商工会、商工会議所のご協力のもと開催しています。

### ■平成27年度開催実績

- 隠岐の島町……1回開催 会場：隠岐の島町商工会
- 大田市……11回開催 会場：大田商工会議所
- 江津市……7回開催 会場：江津商工会議所
- 川本町……1回開催 会場：川本町商工会
- 邑南町……1回開催 会場：邑南町商工会
- 美郷町……1回開催 会場：美郷町商工会
- 津和野町……1回開催 会場：津和野町商工会



## 社会貢献活動

あけぼの町自治会主催の堤防草刈〈清掃活動〉 平成27年5月24日
こどものがたりコンサートin浜田〈運営スタッフ〉 平成27年8月2日
2015夢フェスタin出雲〈運営スタッフ〉 平成27年10月10日～11日
宍道湖湖岸〈清掃活動〉 平成27年10月31日
BB大鍋フェスティバル2015〈運営スタッフ〉 平成27年11月3日
島根スサノオマジックのバスケットコート〈清掃活動・会場準備〉 平成27年11月13日
島根ふるさとフェア2016in広島〈運営スタッフ〉 平成28年1月23日～24日
まつえレディースハーフマラソン〈交通整理員〉 平成28年3月20日
古切手収集活動 平成27年4月1日～平成28年3月24日

# 広報活動

## ホームページの活用



▲トップページ

スキルアップ  
サポート事業  
ページ



様々なお知らせやマンスリーレポートなど、タイムリーな情報発信を行っています。

ホームページアドレス

<http://www.shimane-cgc.or.jp/>

島根県信用保証協会

## 広報活動の充実

当協会の展開する金融支援や経営改善支援についてまずは知っていただき、お気軽にご相談いただきたいとの思いから、平成27年度よりテレビCMの放映やウェブ動画の配信等を行っています。

ウェブ動画▶  
〔経営改善の巻〕

テレビCM  
〔資金繰りの巻〕▼



## ディスクロージャー誌の作成

当協会の取組みをお知らせするため、事業計画、決算等を掲載したものを年に1度作成しています。



## 保証のしおり、てびきの作成

関係機関向けに、保証のしくみや保証制度等について詳しく掲載し、理解を深めて頂くため作成しています。



## チラシの作成

新しい保証制度や取組みに関するチラシを作成し、お客様や関係機関へ配布。  
また、関係機関広報誌への折り込みなどを行っています。



## 報道機関へのニュースリリース

保証制度の創設や特別相談窓口の設置など、新聞社等へのタイムリーな情報提供に努めています。



島根日日新聞 平成27年6月26日



山陰中央新報 平成27年12月15日

## 広告の掲載

関係機関誌や新聞へ広告を掲載しています。



松江商工会議所発行 「しょうほう」



島根県商工会連合会発行 「しんごう」



# コンプライアンスについて

島根県信用保証協会は、信用保証協会法に基づき「信用保証」を通じて、中小企業の金融の円滑化に努め、地域経済の活力ある発展に尽くしています。

これからも、こうした公共的使命と社会的責任を全うする公的保証機関として、社会からの揺るぎない信頼を確立していくため、以下のとおり基本方針を定め、役職員一丸となってコンプライアンスの実践に積極的に取り組んで参ります。

## コンプライアンスの基本方針

### 健全な業務運営の確保

協会の公共性と社会的責任を認識し、経営の効率化に努め、健全な業務運営を通じて、信頼の確立を図る。

### 真に意義ある信用保証の推進

経営理念のもと、真面目に経営に取り組み、事業の存続、発展に努める中小企業に対して、真に意義ある信用保証を行い、地域経済の活力ある発展に貢献する。

### 法令の遵守

信用保証協会法をはじめ、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、誠実かつ公正に事業活動を遂行する。

### 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、断固としてこれと対決する。

### 地域社会への貢献

協会は地域に育てられ、支えられていることを自覚し、広く地域住民とのコミュニケーションを図りながら、地域社会への貢献に積極的に努める。

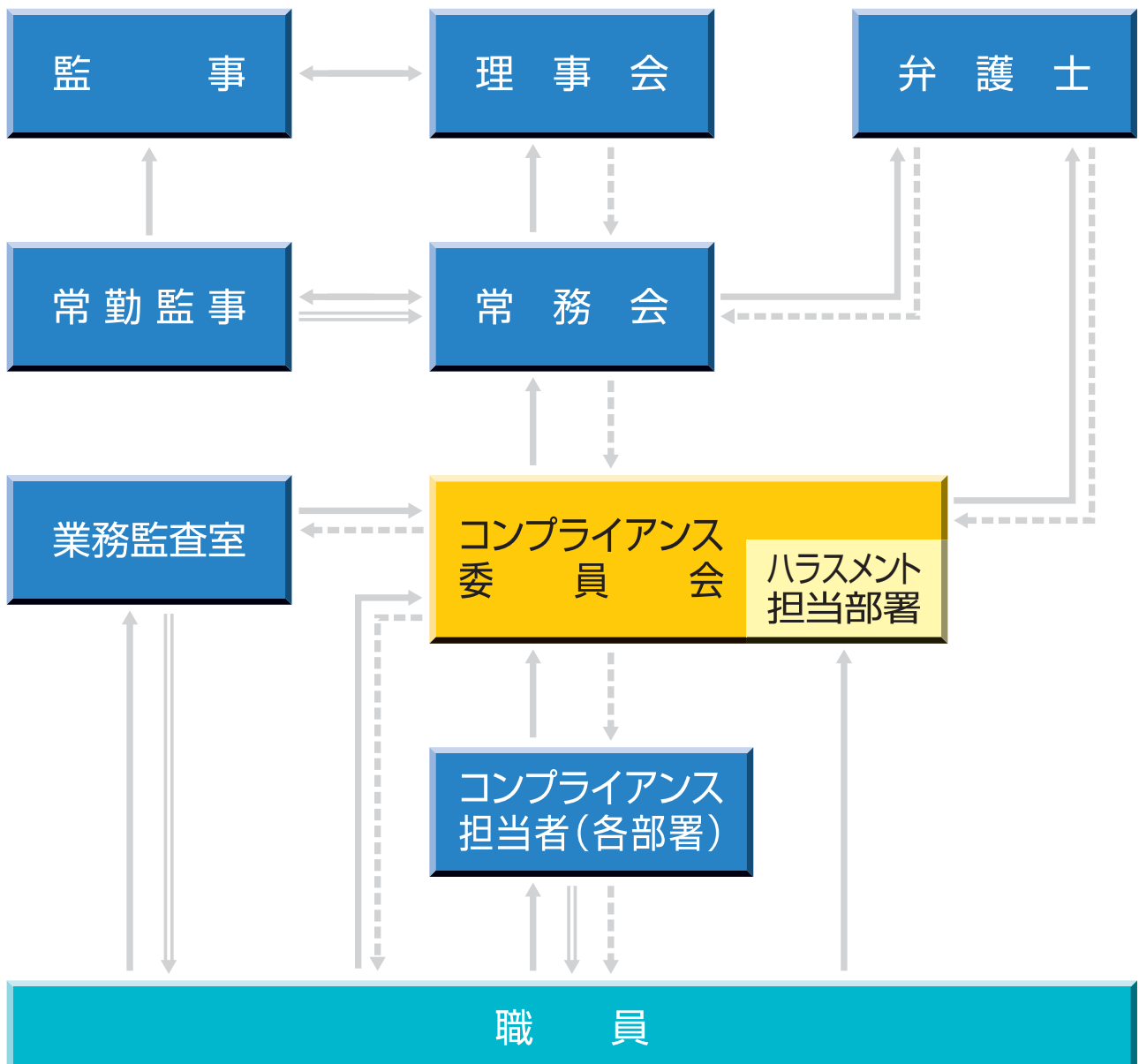


グラントワ



## コンプライアンス体制図

コンプライアンスの取り組みをより具体的にし、コンプライアンスの着実な実践を確保するために、「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、役職員への周知徹底を図るとともに、きめ細かな実践体制を整えています。



- 報告・連絡・相談
- - - 指示
- ==> チェック

## 個人情報保護宣言

島根県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28. 8. 10法律第196号）に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### (1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### (2) 個人情報の取得・利用・提供

- ・当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ（または備え付けの書面）の「個人情報保護法に基づく公表事項に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- ・取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- ・お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### (3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (5) 個人データの委託

- ・当協会は、個人情報保護法第23条第4項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- ・委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

## (6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- ・法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
- ・請求の方法は当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口へ持参（または郵送）ください。
- ・個人データの開示および利用目的の通知につきましては実費相当額（1回の申請につき500円）をいただきます。

## (7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- ・当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- ・お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用停止いたします。
- ・お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- ・(6) (7) の具体的な手続につきましては当協会ホームページ（または備え付けの書面）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の3. (3)「開示等の求めに応じる手続」をご覧ください。

## (8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

## (9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所 松江市殿町105番地  
電話番号 0852-22-2837  
部 署 名 総務部 業務統括部 営業部

住 所 出雲市大津新崎町2丁目24番地  
電話番号 0853-21-4998  
部 署 名 出雲支店

住 所 浜田市殿町83番地50  
電話番号 0855-22-0833  
部 署 名 浜田支店

住 所 益田市あけぼの本町10番地6  
電話番号 0856-22-4567  
部 署 名 益田支店

平成17年4月1日（平成22年10月12日改訂）

## 個人情報保護法に基づく公表事項等について

「個人情報保護法」(以下、「法」といいます。)は、所定の事項を、公表、もしくは、本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めています。

当協会では、「ホームページ」および協会備え付けの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」に次のとおり公表しております。

### 1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的 (法18条1項関係)

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ・法に基づき、お客さまの個人情報を、信用保証業務およびこれに付随する業務ならびに下記利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
  - ・お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと
- ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付
  - ②保証申込・条件変更申込の受付
  - ③保証利用資格の確認
  - ④保証・条件変更の審査
  - ⑤保証・条件変更の決定
  - ⑥保証取引の継続的な管理
  - ⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
  - ⑧取引上必要な各種郵便物の送付
  - ⑨信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
  - ⑩市場調査およびデータ分析ならびにアンケート等の実施
  - ⑪各種保証制度利用のご提案
  - ⑫保証料率・保険料率の算定及び保証料の徴収・返戻
  - ⑬求償権の行使及び求償権の継続的な管理
  - ⑭信用保証協会団体信用生命保険制度に関する事務手続
  - ⑮その他中小企業金融および信用補完制度の適正な運営

### 2. 個人情報の第三者提供について (法23条1項関係)

当協会は、お客様より取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客様の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客様の個人情報を第三者に提供すること、および個人情報の取得にあたっての利用目的については、次のような様式によりお客様の同意を得ることとしております。

- ・個人情報の取扱いについて

### 3. 当協会が取り扱う保有個人データに関する事項 (法24条1項関係)

次のとおりです。

**(1) 当該個人情報取扱事業者の名称**

島根県信用保証協会

**(2) すべての保有個人データの利用目的**

1. をご参照ください。

**(3) 開示等の求めに応じる手続等に関する事項（法29条関係）**

当協会では、例えば保証審査内容等の法令等に定められた一定の場合を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止（以下「開示等」といいます。）の求めに対応させていただいております。

**①開示等の求めのお申出先**

開示等の求めは下記宛、当協会所定の申請書（②参照）に必要書類を添付のうえ、持参または郵送によりお願い申し上げます。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えいただければ幸いです。

〒690-8503

住 所 松江市殿町105番地  
電話番号 0852-22-2837  
部 署 名 島根県信用保証協会本店  
業務統括部・営業部

〒693-0012

住 所 出雲市大津新崎町2丁目24番地  
電話番号 0853-21-4998  
部 署 名 島根県信用保証協会出雲支店

〒697-0027

住 所 浜田市殿町83番地50  
電話番号 0855-22-0833  
部 署 名 島根県信用保証協会浜田支店

〒698-0026

住 所 益田市あけぼの本町10番地6  
電話番号 0856-22-4567  
部 署 名 島根県信用保証協会益田支店

**②開示等の求めに際して提出していただく書面（様式）等**

「開示等の求め」を行う場合は、次の申請書（A）に、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類（B）を添付してください。

(A) 当協会所定の申請書  
・「保有個人データ」開示等申請書

(B) 本人確認のための書類  
運転免許証、パスポートの  
コピー（※）1通。

いずれもない場合は健康保  
険被保険者証のコピー（※）

※原本を確認させていただく  
場合がありますので、ご了承く



出雲大社



ださい。

### ③代理人による「開示等の求め」

「開示等の求め」をする者が本人、未成年者または成年後見人の法定代理人もしくは開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類（(A) または (B)）を添付してください。

#### (A) 法定代理人の場合

- ・ 成年後見人の場合は当協会所定の届出書 1通
- ・ 法定代理権があることを確認するための書類（戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証のコピー（※））1通
- ・ 未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類（(法定代理人の運転免許証、パスポートのコピー（※））1通。いずれもない場合は健康保険被保険者証のコピー（※）

#### (B) 委任による代理人の場合

- ・ 当協会所定の代理人選任届 1通
- ・ 本人の印鑑証明書 1通
- ・ 代理人本人であることを確認するための書類（(代理人の運転免許証、パスポートのコピー（※））1通。いずれもない場合は健康保険被保険者証のコピー（※）

※原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

### ④開示等の求めの手数料の額およびその徴収方法

「開示等」のうち、「保有個人データの利用目的の通知」または「保有個人データの開示」の求めについては、以下の手数料を徴収させていただきます。

1回の申請ごとに500円

当協会窓口にてお支払いいただくか、郵送の場合は500円分の定額小為替を申請書類に同封してください。

※手数料が不足していた場合、および手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示の求めがなかったものとして対応させていただきます。

### ⑤開示等の求めに対する回答方法

「開示等」のうち、「保有個人データの開示」の求めについては、書面またはお客様の了解を得た方法により遅滞なくご回答いたします。その他の「開示等」につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。

なお、代理人による開示等の求めに対しては、お客様ご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。

### ⑥開示等の求めに関して取得した個人情報の「利用目的」

開示等の求めにともない取得した個人情報は、開示等の求めに応ずるために必要な範囲内で取り扱うものとします。

※「保有個人データ」の不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、ご通知申し上げます。また、不開示の場合についても所定の手数料をいただきます。

- ・申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合
- ・代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ・所定の申請書類に不備があった場合
- ・開示の求めの対象が「保有個人データ」に該当しない場合
- ・本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の法令に違反することとなる場合

#### 4. 苦情の受付窓口に関する事項（法24条1項4号、施行令5条、法31条関係）

##### (1) 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、以下に掲げる窓口までお申し出下さい。

〒690-8503

住 所 松江市殿町105番地

電話番号 0852-22-2837

部 署 名 島根県信用保証協会本店  
総務部・業務統括部・営業部

〒693-0012

住 所 出雲市大津新崎町2丁目24番地

電話番号 0853-21-4998

部 署 名 島根県信用保証協会出雲支店

〒697-0027

住 所 浜田市殿町83番地50

電話番号 0855-22-0833

部 署 名 島根県信用保証協会浜田支店

〒698-0026

住 所 益田市あけぼの本町10番地6

電話番号 0856-22-4567

部 署 名 島根県信用保証協会益田支店

#### 5. 備考

当協会が、お客さまへの通知、同意書等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

以 上



足立美術館（安来市）～米庭園雑誌「ジャーナル・オブ・ジャパニーズ・ガーデニング」  
「2011年日本庭園ランキング」9年連続庭園日本一

# 島根県信用保証協会役員名簿

【理事：16名 監事：3名】

(平成28年8月3日現在)

役職名	氏名	所属等	備考
会長	松尾 秀孝	前県副知事	常勤
専務理事	野津 良二	前県議会事務局長	常勤
理事	伊藤 正男	前保証協会常勤監事	常勤
理事	安井 克久	県商工労働部長	
理事	生越 俊一	県議会議員	
理事	松浦 正敬	県市長会会長（松江市長）	
理事	石橋 良治	県町村会会長（邑南町長）	
理事	石丸 文男	山陰合同銀行代表取締役頭取	
理事	青山 泰之	島根銀行代表取締役頭取	
理事	三山 勝寛	商工組合中央金庫松江支店長	
理事	の場 章好	県信用金庫協会会長（島根中央信用金庫理事長）	
理事	大畑 寛明	県信用組合協会会長（島根益田信用組合理事長）	
理事	古瀬 誠	県商工会議所連合会会頭	
理事	島田 憲郷	益田商工会議所会頭	
理事	石飛 善和	県商工会連合会会長	
理事	杉谷 雅祥	県中小企業団体中央会会長	
監事	黒崎喜久子	前保証協会職員	常勤
監事	平谷 昭	県議会議員	
監事	山川 博司	公認会計士・税理士	

# 協会用語の説明

## ●保証承諾

中小企業者からの保証申込を保証協会が応諾することを「保証承諾」といいます。

保証承諾に伴う貸付等が実行されますと、保証債務が発生することになるので、諾否については、その中小企業者の実態に即して、慎重に判断しています。

## ●代位弁済

保証協会が保証をしている金融機関の貸付金が、中小企業者の倒産などの事故により金融機関への返済が不能となったとき、保証協会が中小企業者に代わり、金融機関に対してその金額（元本と利息）を支払うことを「代位弁済」といいます。

## ●求償権

保証協会が中小企業者に代わり金融機関へ代位弁済をしたとき、代位弁済をした範囲内において、本来の債務の弁済を請求できる権利を取得します。この権利を「求償権」といいます。

## ●基金

「基金」は、地方公共団体（県、市町村）、金融機関等から拠出される「出捐金」と、金融機関から税法上の損金の扱いを受けて拠出される「金融機関等負担金」で構成されています。

## ●基金準備金

毎期の「収支差額」から、「収支差額変動準備金」として積立てた額を除いた額の累積額を「基金準備金」といいます。

## ●収支差額

経常収入と経常支出の差額である経常収支差額に、経常外収入と経常外支出の差額である経常外収支差額を合算したものを「収支差額」といいます。いわば一般企業の利益にあたるものですが、「収支差額変動準備金」への繰入額を除いた全額を基本財産に繰入れることになっています。

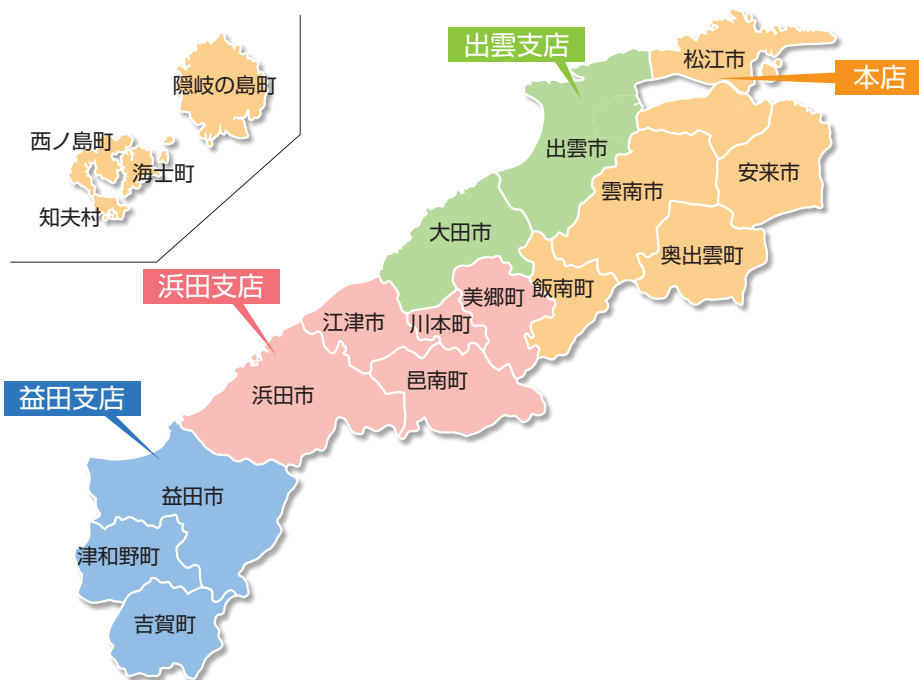
## ●責任準備金









商法上の貸倒引当金に相当し、保証債務から将来発生する異常代位弁済の支払いに備えるものです。保証債務が存する限り常に基準どおりの積立率が達成されて、はじめてその機能を健全に果たすことができるといえます。

## ●旧債振替

新しい貸付債権に保証協会の保証をつけて、当該金融機関の既存債権を消滅させることをいいます。金融の円滑化という目的に照らし好ましくないで制限しており、これに違反した場合は免責の対象となります。ただし、この旧債振替が事業資金として中小企業者の利益となり、これをあらかじめ協会が承認した場合には、例外的に認められます。

# 営業店舗のご案内



 <p>本店</p>		<p>島根県松江市殿町105番地</p> <p>■総務部 電話 (0852)21-0561/FAX (0852)22-2707 e-mail shinpo@shimane-cgc.or.jp</p> <p>■業務統括部・営業部 電話 (0852)22-2837/FAX (0852)22-3075 e-mail hosyo@shimane-cgc.or.jp</p>
 <p>出雲支店</p>		<p>島根県出雲市大津新崎町2丁目24番地</p> <p>電話 (0853)21-4998 FAX (0853)21-4858 e-mail izumo@shimane-cgc.or.jp</p>
 <p>浜田支店</p>		<p>島根県浜田市殿町83番地50</p> <p>電話 (0855)22-0833 FAX (0855)22-3309 e-mail hamada@shimane-cgc.or.jp</p>
 <p>益田支店</p>		<p>島根県益田市あけぼの本町10番地6</p> <p>電話 (0856)22-4567 FAX (0856)22-4568 e-mail masuda@shimane-cgc.or.jp</p>





## 島根県信用保証協会

島根県松江市殿町105番地

電話 (0852)21-0561 FAX (0852) 22-2707

ホームページURL <http://www.shimane-cgc.or.jp/>

e-mail [shinpo@shimane-cgc.or.jp](mailto:shinpo@shimane-cgc.or.jp)

ホシヨキヨ

検索